

医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院医学研究所運用規程

(設置)

第1条 医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院に医学研究所（以下「当研究所」という）を置く。

(目的)

第2条 当研究所は、疾患の病因と発生機序の解明及び新規診断法と治療法の確立などの臨床研究を推進することを目的とし、病院診療では行い得ない研究分野について、研究用の機器および専任研究員を配してこれを遂行する機関として設置される。

(組織)

第3条 当研究所に次の組織を置く。また、その業務内容について定める。

(1) IBD (Inflammatory Bowel Disease) ・免疫研究部・・・潰瘍性大腸炎およびクローン病などの炎症性腸疾患の自然免疫・獲得免疫異常の解明、評価法および治療法の開発、ならびに免疫異常に関連する発癌の病態解明を目指した研究を行う。

(2) ゲノム診断研究部・・・患者検体の各種遺伝子解析を通じて、新しい分子異常の検出方法を開発するとともに、研究推進に必要なバイオインフォマティクス解析のサポートを行う。

(3) がん生物研究部・・・ゲノム解析により発がんメカニズムとクローン進化を解明し、新しい診断や治療戦略を確立し、難治がんの克服に貢献できる先端的ながん精密医療の基盤を構築する。

(4) 心臓血管・再生研究部・・・心血管疾患に対する治療法の開発・評価および幹細胞による臓器再生の解明に関する研究を行う。

(5) 救急研究部・・・救急医療現場を背景とした臨床研究を行う。

(構成)

第4条 当研究所に所長を置く。

2 前条に定める組織に部門長を置く。

3 各研究部に副部門長及び研究員を置くことができる。副部門長及び研究員は、所長及び部門長の指示のもと、当該研究部の研究活動に従事する。

4 部門長、副部門長、研究員は併任をもって充てることができる。

5 所長が必要と認めた場合は研究分野により新たな研究部を設置することができる。

(選任)

第5条 部門長については、当該研究部の目的に関連する分野について優れた知識及び経験を有するものとする。また副部門長及び研究員についてはこれに準ずる者及び研究意欲を有する医師等を選任する。

(業務)

第6条 業務は次の通りとする。

- (1) 所長は、院長及び臨床試験センター長の指揮監督の下に当研究所の研究業務を統括する。
- (2) 副所長は、所長の補佐をする。所長が不在の時など、業務が困難な場合には副所長が業務を代行するものとする。
- (3) 部門長は、所長の監督の下に当該研究部を統括し、研究成果の向上につとめる。
- (4) 副部門長は、部門長の監督の下に研究員を指導監督し、研究についての助言、指導を行い研究業務を推進する。
- (5) 研究員は、部門長の指示のもと、当該研究部の業務に従事する。
- (6) 当研究所の事務は、臨床試験センター事務局（以下「事務局」という）が担当する。

(委員会)

第7条 当研究所の円滑な運営を図るため当研究所運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員会の委員長は所長、副委員長は副所長を以て充てる。
- 3 前項の運営委員会は、所長、副所長、部門長、副部門長、事務局長並びに委員長が指名したもののから構成され、所長が議長をつとめる。
- 4 運営委員会は、当研究所における予算と決算、管理、研究の推進に関する事項について審議・検討する。
- 5 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催し、議事録は事務局が保管する。

(研究の計画、実施、成果発表及び報告)

第8条 部門長、副部門長、研究員は、当該研究部の目的に沿う範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 研究立案者は、研究計画書により所長に申請し、幹部会議で研究内容について審議する。
- 3 医薬品及び医療機器の臨床研究（介入研究・観察研究）、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、ヒト幹細胞を用いる臨床研究については、倫理委員会の審議・承認を経なければならない。
- 4 研究部に設置される研究のための機器類は、原則として共用とし、研究者は、所長の許可を得て使用できるものとする。
- 5 研究によって得られた成果は、自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。
- 6 前項の研究成果公表の場合には、当研究所に関係した活動として実施するものとする。
- 7 当該研究部は、定期的に研究発表会を開催し研究成果の検討を行う。

(研究費の適正な執行)

第9条 所長の研究費の執行については、所長が執行計画を立て、当委員会の承認を得て、院長

に報告するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、当研究所の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。